

判決書教材を通して「いのち」「人権」「公共性」を学び合う市民性育成教育の原理と方法（2）

—市民社会に求められる規範意識—

梅野正信（鹿児島大学教育学部(社会科教育)）

The principle and method of the citizenship education which studies a life, human rights, and public responsibility through materials by judgment document (2)

—Norm consciousness expected in civil society—

UMENO Masanobu

キーワード：人権教育、規範、生徒指導、判決、民事訴訟

2. 市民性育成教育と判決書教材

(1) 市民性育成教育の必要性

市民社会は異なる政治姿勢や生活様式を許容し共存させることのできる社会である。だが現実社会をそのように機能させるには、異なる政治姿勢や生活様式を許容し共存させる公的で良識的な判断を自明とする住民、すなわち市民が大勢を占めていることが必要である。このような市民を創出し住民を市民となさしめる教育を本稿は市民性育成教育と呼ぶことにする。また本稿は公的で良識的な判断という語を生存権と人格権をふまえ人命の絶対的尊厳を保障する判断の意で用いる。本稿がその活用可能性を論じる判決書も生存権と人格権をふまえ人命の絶対的尊厳を保障するという市民性育成教育の目的に適う判決書を対象とする。

市民性育成教育は、現実に生起する課題の解決に際して必要とされる公的で良識的な判断を習得するための実践的教育である。

(2) 市民性育成教育の欠落

近代日本の教育は、寺子屋から尋常小学校、実業学校、青年学校と続く読み、書き算の処世実学を中心とした社会適応教育と、藩校から旧制中学、旧制高校、旧制帝大での古典学と欧米学による官吏養成教育に分けられる。このうち社会適応教育は明治後期以降師範学校出身教師によって中心的に担われてきた。

社会適応教育の理念・目的は、以下の勅令通達

等から窺うことが出来る。(抜粋・現代文に書き改めている)

・師範学校は教員となるべきものを養成するところとす。但し生徒をして順良信愛威重の気質を備へしむることに注目すべきものとす。〔師範学校令〕明治一九年^{*1}

・人々をして身を修め業に就かしむるにあらずんば何に由るか尊皇愛国の志気を振起し、風俗をして醇美ならしめ民生をして富厚ならしめ以て国家の安寧福祉を増進するを得んや、小学教員たる者宜く深く此意を体すべきなり〔小学校教員心得〕明治14年^{*2}

・一旦緩急あれば義勇公に奉し以て天壤無窮の皇運を扶翼すべし〔教育に関する勅語〕明治23年^{*3}

・徳性の涵養は教育上最も意を用ふべきなり故に何れの教科目に於ても道德教育国民教育に関連する事項は殊に留意して教授せんことを要す〔中略〕知識技能は確実にして実用に適せんことを要す故に常に生活に必須なる事項を撰ひて之を教授し反復練習して応用自在ならしめんことを努むべし〔小学校教則大綱〕明治24年^{*4}

・皇国の道を修練せしめ特に国体に対する信念を深からしむべし〔中略〕国民生活に必須なるふつうの知識技能を体得せしめ情操を醇化し健全なる心身の育成に力むべし〔国民学校令〕昭和16年^{*5}

明治以降の日本が国家として国民の普通教育に求めたのは社会適応の能力と実用の学であった。

それで教育が事足りたのは戦前期日本の社会が既に在る社会を自明の前提とし人々の行動を矯正し強制する強固な機能が（一握りの都市部を除いて）社会的同調圧力として確固に作用していたことによる。

戦後の日本は敗戦及び敗戦にともなう占領の代償として大日本帝国憲法体制から日本国憲法体制へ、教育勅語体制から教育基本法体制へと社会制度を大きく転換させた。だが学校において必須の教育内容として学ばれるべきはずであった実用の学としての民主主義、本稿の語で言う市民性育成教育は、結局のところ政治思想に関わる受験知であり続けてきた。

(3) 市民性育成教育の歴史的根拠

市民社会は確かに自由を十全に保障する社会であるが、だからといって個人が野放図に生活する約束なき社会、モラルなき社会、原則なき社会ではない。社会が安定性に欠け規範が揺らいでいるように感じるとしたら、その理由は伝統的美徳が廃（すた）れているからでも古き良き共同体が崩壊したからでもない。異なる政治姿勢や生活様式を共存・並存させる市民社会の理念と規範に基づく市民性育成教育が十分に機能していないことによる。

市民を人為的に作り上げる実践的教育を怠ってきた日本は、いまだ「都会を都市国家〔Cite〕と、また都会の住民を市民と取りちがえている。彼らは家屋が都会をつくるが、市民がシテをつくることを知らない」（ルソー）^{*6} 社会のようである。

市民性育成教育の根拠を市民社会の成立にたちかえって確認しておきたい。

ジョン・ロック（1632-1704）は、『市民政府論』^{*7} の中で、生命自由および資産の所有（property）を人が生まれながら保有する自明の権利、自然権であると説明し、次のように問いかけている。

「もし自然状態において、既に述べたように、それほど自由であったとすれば、またもし彼が自分自身の一身および財産に対する絶対の主人であって、最も偉大な者と同じであり、かつ何人に

も服従することがないとすれば、何が故に彼はその自由を捨て、何が故に彼はこの帝権を放（抛）棄して、他の権力の支配統制に服するのであろうか。」^{*8}

生命と自由という基本的人権が天賦の権として認められるのだとすれば、何故に人は自らを縛る契約を結んでまで人為的に社会を組織するのか。それは、自明の権利とはいえ座したままには保障されないからである。

「自然状態においてはなるほど彼はそういう権利をもっているけれども、しかもその享受ははなはだ不確実であり、絶えず他の者の侵害にさらされている。というのはすべての者が彼と同様王であり、各人が彼と平等であって、そうして大部分は衡平と正義とを厳密に守るものではないのだから、この状態においては、彼の所有権の享受は、はなはだ不安心であり、不安定である。それ故に彼はたとえ自由であっても怖れと不断の危険とに満ちている状態を進んで離れようとするのである。彼が彼らの生命自由および資産、すなわち総括的に私が所有propertyと呼ぼうとするものの相互的維持のために、すでに結合しまたは結合しようとして望んでいる他の人々と、社会を組成することを求めかつ欲するのは、理由がないことではない。」^{*9}

自然状態では各人が自らの力に応じて恣意的な解釈で自然権を行使する。そのため力有るものは他の者の自然権に対する侵害を顧みぬようになる事が少なくない。「人々が国家として結合し、政府のもとに服する大きな主たる目的は、その所有の維持にある。このためには、自然状態にあっては、多くのことが欠けているのである。」

自然状態に欠落するのは三点である。

「第一に、確立され、安定した、公知の法が欠けている。それは全部のものの同意によって、正邪の標準として認められ、彼らの間の一切の争いを裁決すべき一般的尺度と考えるものである。自然法はすべての理性ある被造物にとって、明白でありまた理解し得るものであるが、しかも、人々は自分の利益から偏見をもち、または自然法の研究をしていないために無知であって、自然法を彼ら自身の事件にも適用すべき拘束力ある法とは認

めない傾きがあるからである。」^{*10}

「第二に、自然状態においては、一切の争いを確立した法に従って権威を以て判定すべき、公知の公平な裁判官が欠けている。何故なら自然状態にあっては、各人が自然法の裁判官であり、かつ執行官でもあるので、人は、自分自身に対しては偏頗であるから、自分自身の事件については、感情や復讐心のために余りにやりすぎをし、しかも余り熱をいれてしまいがちなものであるが、また他人の事件に関しては怠慢無関心で余りにも不注意になりがちだからである。」^{*11}

「第三に、自然状態にあっては、判決が正しい場合に、これを支持し、それを適当に執行する権力がしばしば欠けている。不正によって罪を犯すような者は、もし力によってその不正を遂行できる場合には、たいていその目的を達しないではおかないであろう。これを罰することは、このような抵抗があるためにしばしば危険であり、罰しようと試みる者に大害を及ぼすことがある。」^{*12}

そこで市民は自由と資産の一部を公共に抛出し自然状態では十全に得られない生命、自由、資産の安定的保証を得ようとする。自由の一部を公共に抛出し、法を介しての契約を結び、法に服することと引き替えにして人は生命、自由、資産の安定的保護を得、生来の自然権をより確実なものとする。

「成員の一人一人が、この自然の権力を放棄して、ただ、定立された法の保護を訴求することを認められている一切の事件について、これを協同体の手に委ねているところに、そうしてそこのみ、政治社会があるといえるのである。」^{*13}

契約を根拠として社会は法を制定し、市民はこれを受け入れる。統治者といえども法を恣意的に運用することは禁じられる。

「市民的社会では、何人も、その法を免除されるわけにはいかない。もし誰でも自分の好きな事をしてもいいし、そうしてかりにその結果他人に損害を与えてもそれに対して補償を求めたり担保を得たりするために訴えるべきところが地上には存在しないというのであれば、彼は完全にまだ自然状態にあるのではなからうか。したがってまた市民社会の一部一員ではあり得ないのではなから

うか。」^{*14}

生命や自由、資産をより確実にするために自らの自由の一部を抛出するのだから、立法権が公共の福祉を越えることはできない。公共から個人に対してなされる命令の「一切は、ただ人民の平和安全および公共の福祉の目的だけに向けられる」。

「人々は、彼らが社会を取り結ぶや、自然状態において彼らが持っていた平等自由および執行権を社会の手に委ねる。このようにしてそれは社会公共の福祉に適うよう立法権によって処置されるようになるのである。けれどもそれは、各人がこうすることによって自分自身の自由と所有とを、よりよく維持しようとする意図から出たものに過ぎない。(けだし理性的な生物である限り、自分の状態を、一層悪くしようというつもりで、変更することは想像できないからである。) 社会の権力ないし彼らによって組織された立法権は、公共の福祉を越えたところまで及ぶとはどうい想像できないのである。かえって、上述したように、自然状態を危険かつ不安に陥れた三つの欠点に対して備えることにより、各人の所有を保障するものでなければならない。」^{*15}

「それ故、何人でもどの国かの立法権ないし最高権をもっているものは、人民に公布公知させられた確立した永続的法によって統治すべきであって、臨機の命令によるべきではない。これらの法によって争いを判定する厳正無私の裁判官による。また、協同体の力を用いるのは、国内にあってはこの法を執行する場合だけであり、国外に対しては外敵による加害を予防反撃し、協同体を侵略侵害より保障するためでなければならない。そうしてこれら一切は、ただ人民の平和安全および公共の福祉の目的だけに向けられるべきである。」^{*16}

法が指し示す指針や法が許す自由の範囲を知ることなくして人が市民になることはできず、このような自覚を持つ者だけが市民社会の市民となる。

「法を知りその規律に従って生活するだろうと想定される程度の理性を獲得しないとすれば、その者は決して自由人となり得ず、決して自分自身の欲するままには放任されない。一何故なら彼は自由の限界を知らないし、その適当な指導者であ

る理解力を持っていないから一むしろ彼自身の理解力とその責任を引き受けることができない間は、絶えず他人の後見支配の下にあるのである。」^{*17}

市民は生まれながらに存在しない。教育を通して市民としての良識を会得することによって住民が市民に転化するのである。

「人が自然法の下にあるとしよう。何が彼を法の下で自由にしたのであるか。何が彼に、この法の範囲内で自分自身の意志に従って、自分の所有物を自由に処分することを許したのか？私はこう答える、彼がこの法を知ることが出来ると予想され、かくて自分の行動をその範囲内に保ち得るであろうような、そういう完全に成長した状態これである。彼がこの状態に達するや、彼はどの程度までこの法が彼の指針であるべきか、そうしてどの程度まで彼は自分の自由を用いてよいのかについて、知っている者と考えられ、かくして自由をもつに至るのである。その時までは、法が、どれだけの自由を許すのかを知っていると考えられる他の何人かが彼を導かなければならぬ。」^{*18}

近代市民社会は、未成年者に市民社会の原則と適用を習得させ、自然状態の者を社会状態の者、市民へと人為的に転化させることによって、かろうじてその社会を維持することができる。

「彼らがまだ無智な幼年時代に、その精神を教え、その行動を指導することは、理性がこれにとって代わり、子供たちが、このような煩わしさを脱するようになるまでの間は、子供達の必要とするところであり、かつ両親の義務である。何故なら自分の行動を導くべき理解力を人に与えたところの神は、人が服従している法の限界内で、あたかもこの理解力に本来属するものとして、意志の自由と行為の自由とを許したのだから。」^{*19}

社会が成員を市民となさしめる努力を怠れば、市民社会はいつでも野放図な自然状態と化してしまう。教育を介することで人は市民になる。市民性育成教育は、近代市民社会が学校と教師の専門性に付託した第一の職責であるといえよう^{*20}。

(4) 判決書の選択

裁判所による判決の全てが、市民性育成教育として学校で学ばれるに適した教材になり得るわけ

ではない。^{*21}

判決書教材は、読む者に人権侵害の具体的な事実を教え、事象の背後にある人々の痛み苦しみ被害を説明し、人権を侵害する行為に発動される強制力の適用の原則を知らせるものであることが、また学習者には、判決書教材により被害者の心身の痛みや苦しみにから目をそらさず、その苦しみを想像し、予見し、救済措置をとろうとする、すぐれた人権感覚を学び取ることでできるものであることが期待される。

このように考えると、判決書教材は、少なくとも生存権と人格権をふまえ、これらの保障を前提とした自由と公共性の調整、規制の在り方等について適切な判断を示すものでなければならない。

また、市民社会を支える個人が自然権をより安全に確保するために委譲した人権の制限を、生存権そのものを損なわれる形で受け取ることは、そもそも公共性の在り方に関する論理矛盾が見られる。どのような大義があっても個々の犠牲一人一人の生命の絶対的尊厳への侵害は人が本来なしえない判断である^{*22}。自由と公共性の調整、規制の在り方についても同様である。市民が法や規制を受け入れるのは他者から直接的に侵害を受けることを防ぎ、規制を上回る福利を得るためである。自由を規制する根拠として用られる公共性も、本来は個人の保護権益をより確かにするからこそ他者に受け入れられる。この本末を転倒させてはならないだろう。

(5) 民事訴訟判決と判決書教材

本稿で取り扱う判決書は、一部を除いて、多くは民事訴訟の判決である。

適切に選択された民事訴訟の判決書が市民性育成教育に適する理由の第一は、被害者救済を議論の出発点にするという民事訴訟の原則にある。

民事訴訟の目的は、被害の救済、回復、補償である。民事裁判では、被害者の損害を教師や加害者側が予見できたか、対応に懈怠がなかったかが問われる。一般に犯罪や事件に直面した第三者の多くは加害行為者の正邪を論じる。これに対して民事訴訟は、学校と社会に被害者の安全を確保し救済することについての過失と懈怠を判断する。

民事訴訟判決が求める加害行為への規制も、このことを前提としている。

道徳的倫理的善導と啓発を行い問題行動を是正し改善することに力を注ぐべきことはもちろんであるが、民事訴訟判決は、これではならず、被害の可能性を予見し救済し保護する措置を最優先とする事を求める。

理由の第二は、民事訴訟の事例研究・学習がやむを得ず規制を実施する際に、その正当性事由を事例に即し公的判断として提供できる点にある。

学校において規制や強制的措置を実施する際に人権や自由、公平性を理由として教師間や保護者の間から異論が出されることも少なくない。道徳的・倫理的に正当と考える提案をしても対論によって容易に相対化されてしまい、合意を得られない場合もある。

判決の事例学習を積み重ねることは、このような事態を回避する、公的で公平な正当性を持つ判断を提供する。

被害者保護、被害者救済の視点から誰かの安全が脅かされることを予見し、危害行為を初期の段階で抑制しようとする行為は、必ずしも被害者のみの利益を保護するために行われるのではない。安全に学ぶ事のできる学校の教育環境を守り発展させることは、結果的に学校内における児童生徒全体のモラルを向上させる事につながるのである。

(6) 判決書教材の作成方法

判決書教材は、裁判所が判決を下す際に公表される判決書から、「争いのない事実」と「裁判所の判断」の部分を中心に整理する。原告、被告双方の主張や抗弁は原則として取り上げない。また、判決書に登場する特定の個人、学校名等は、公知の事実にあるものを例外として、原則として表記しない。被害者側の人格を傷つける内容は、使用目的の公益性をふまえて不可欠と判断されるもの以外は、原則として採用しない。

被告もしくは加害者に対する倫理的非難も必要以上に取り上げない、認定された事実に対してのどのような判断が市民社会の良識として求められるのかという相関関係を学ぶ事を目的とするからである。

また、判決で確認される事実は、確定判決、最高裁判決であっても認定された事実は真実と同義ではない。認定された事実が存在すると仮定した場合に日本の社会では公的にこのような判断がなされる可能性が高いという事を学ぶに過ぎない^{*23}。

(7) 判決書教材の活用方法

各判決書教材を活用した研修や授業では違法性の窺われる事実を被害場面をもとに、憲法、刑法、民法などの基本的な条文を参考に適用させる作業がなされてよいだろう。授業では良識的判断の根拠や認定された事実の理解に絞ってすすめることが望ましい。

刑期や罰金・科料に関する議論は学習の中心とされない。肉体的暴力から精神的暴力まで、人間が犯してはならない法益が自明のものとして存在することを、実例を通して繰り返し学び直すことが大切である。

3. 判決書教材 1

【学校内殺傷死事件と安全配慮義務^{*24}】

(1) 安全配慮義務

下の表は学校関係民事訴訟判決のうち、1985年以降、過去20年間の判例集に掲載された判決数である。(体育や理科の実験など授業中の事故は除外している。「計」は総計、その右は計の内訳、「死」は死亡事件の件数、「学」は学校側の過失が認定された件数、「加」は加害児童生徒の責任が認定された件数、「親」は加害児童生徒の親の責任が認定された件数である。)

事 件	幼	小	中	高	計	死	学	加	親
暴力・暴行	0	2	8	7	17	11	5	9	5
いじめ	0	5	16	6	27	11	12	13	6
喧嘩・事故	1	5	7	0	13	3	3	4	6
計	1	12	31	13	57	25	20	26	17

前述の如く、学校では、道徳的倫理的善導や啓発を行い、規範逸脱行為者である児童生徒の生活を是正し更正させる指導（生徒指導）を行う。これに対し、民事訴訟は、被害の差し止め、救済、賠償を目的として提訴（差し止め請求、損害賠償請求）され、原告の被害を認定するか否か、認定された被害事実を教師が予見できたか否か、予見できた場合、教師の対応に懈怠（かいたい）が無かった否か等が争点となる。畢竟（ひっきょう）、裁判は被害者の立場から生徒指導の在り方を問うものとなる。このような被害者の視点から生徒指導を考える際に争点となるのが教師の「安全配慮義務」である。いじめで自殺した生徒をめぐる裁判で示された安全配慮義務を次のように定義している。

「公立中学校における教員には、学校における教育活動及びこれに密接に関連する生活関係における生徒の安全の確保に配慮すべき義務があり、特に、生徒の生命、身体、精神、財産等に大きな悪影響ないし危害が及ぶおそれがあるようなときには、そのような悪影響ないし危害の現実化を未然に防止するため、その事態に応じた適切な措置を講じる一般的な義務がある（なお、この義務は、契約関係に伴って認められるものではなく、教員の職務上の義務として認められるものである。）」（2002年1月31日東京高裁判決、平成13年（ネ）第639号 判例時報1773号3頁 判例タイムズ1084号）

教師には、児童、生徒、親権者に対して具体的に責任を負わされる法的義務がある。学校という特殊な部分社会において、社会通念上著しく妥当性を欠かない範囲で幅広い裁量権を認められ、中学校までは学校選択の自由が制限される公立学校の教師に、ことのほか強く求められる義務、それが安全配慮義務である。

(4) 学校内殺傷死亡事件

通常日の公立高等学校校内で、応援団員の生徒が他の団員をともなって校内の生物班室において被害生徒を文化包丁で殺傷した。原告は被害生徒の両親、被告は県（学校設置者）である。（1998年4月14日長野地裁、1999年9月28日東京高裁、

2001年6月8日最高裁判決、判例集未登載 損害賠償請求事件 容認 確定。以下高裁判決からの抜粋について、便宜上、提訴時の原告を被害者、被告を加害者と記載する。意味を変えない範囲で文言を読み易くしている。)*²⁵

高校3年生の加害生徒は、「(被害生徒)に応援団の部員を動員して制裁を加えることを企て」、「交際していた女性のアパートから文化包丁を持ち出し」、昼休みに、「金属バットを持ち、包丁を隠し持った上」「殺意をもって」、被害生徒（2年生）の「左背部及び大腿部等を突き刺し」失血死させた。

加害生徒は、3年進級前頃から「暴力団員のような風体で登校」するようになり、新入生との対面式では、応援団長として、教師のいる前で「ボンタンに白の法被という服装をして、高下駄を履いて手に金属バットを持った姿で」臨み、大声で怒鳴るなど粗暴な面を見せていた。応援練習では下級生に「おす」という挨拶を何十回も繰り返し言わせたり「校歌を歌えなかった者を土下座させるなどし、必要以上に威圧的な態度をとっていた」。

加害生徒は、4月末、「応援練習に参加しなかった」「上級生に対する言葉遣いが悪い」等として、1年生に「顔を手拳で数回殴打する暴行を加え、口唇裂傷等の障害を負わせ」たこと、学校の内外で恐喝や暴行を行い、9月以降は暴力団とも本格的な関係を有するようになり「卒業後は正式に組員としての杯を貰うことを約束していた」。「髪もそれまでの角刈りからパンチパーマに変えて、眉毛を剃る等して益々やくざ風の外見となり」、「常に鞆の中に鉄棒を持ち歩くようになり」、「喧嘩をふっかけて鉄棒で殴りかかった」。

(5) 裁判所の判断

高裁判決は、「公法上の在学契約関係」という「特別な社会的接触の法律関係に入った当事者」としての学校設置者、県には、「施設、設備の安全性の確保のほか、生徒に対する指導監督を尽くして学校内における生徒の生命身体につき安全を配慮すべき義務を負」っているという、いわば原則的理解を示した上で、加害生徒が、日頃から学

校内で暴力行為や恐喝等を行っていた事実や、「一部の教諭は加害生徒が暴力団と関係を有していることを他の生徒等からの話等から間接的にせよ了知していた」ことをあげて、「(加害生徒が)暴力団事務所に本格的に出入りを始めた」時期以降は、「暴力的な応援団の加入強制、応援団員による暴力行為ひいては本件殺人事件のような重大な結果を招く事故の発生等が十分に予見することが可能であった」との判断を示した上で、校長と加害生徒の担任が「在校生の一人である被害生徒に対する安全配慮義務を尽くしていたとは認められない」と結論付けた。判決は、県に対して、逸失利益5577万8062円、慰謝料1800万円、葬儀費100万円、治療費7万1180円、損害の填補4450万円を差し引き、弁護士費用を合わせ、原告それぞれに対して、1667万4621円の支払いを命じた。

高裁判決は次のように判断を示している。

- ・〔加害生徒〕に対する教育的配慮の一面のみをより重視し、〔加害生徒〕が校内において粗暴な行為をしないように強く注意し、特に凶器等の持ち込みや携帯を防止するため、〔加害生徒〕の動勢や身辺の調査、所持品の検査等を入念にする措置を講じて、他の生徒の身体に対する危害を加えることを阻止する措置をとることを怠ったものであり、他の生徒らの安全を図るために必要にして十分な〔加害生徒〕に対する指導監督義務が尽くされていなかった。
- ・高校長及び〔加害生徒〕の担任教諭は、在校生の一人である〔被害生徒〕に対する安全配慮義務を尽くしていたとは認められない。
- ・本件殺人事件以前の暴行事件の非行段階で、地元警察との相談なり、少年法6条による通告の措置をとるなど保護の強化を図るべきであった。
- ・暴力的傾向が顕著であった〔加害生徒〕から他の在学生在が危害を加えられることなく安全に高校生活を送ることができるように、より強力な指導あるいは加害生徒を応援団からはずすような指導管理をすべき注意義務があった。
- ・仮に加害生徒においてそれ(教師の指導管理)に従わないときには、むしろ加害生徒に対する出席停止、退学処分等を含めて、学校内に暴力団的

体質の影響が及ぶことを阻止するに足る措置を講じるべき注意義務があった。

判決は、事件以前の段階で、このような事件が起きることは加害生徒の普段の動勢から予見可能であったとして、より強力な指導をすべきであったと結論付けた。

だが、判決が求めるような、行われる(べきであった)加害行為者への強制的措置の発動(公権力の行使)には逡巡する教師も少なくないと思われる。

人権や自由、公平性を理由として、教師間、保護者間から強い異論が出されることもある。実施される指導や規制が、(所持品検査など)結果的に児童・生徒全体に対する人権の制限となる可能性もある。どのような状況の児童・生徒であっても、彼(彼女)らをより良き方向に育てゆくことは、教育者にとって自明の理である。そのために、長期的指導や経過観察、ときに寛容の対応も必要となる。教師が躊躇するのも無理からぬところである。

しかし判決は、それでは不十分、それは生徒指導の一面なのだと指摘する。もし教師が規範逸脱行為者を善導するために経過観察的な対応を含めての指導を行うのであれば、その時は同時に他の側面、被害生徒や他の生徒への安全配慮義務を十分に尽くしておかなければならない。被害を受けた(受ける可能性のある)者への対応は十分になされているのかと問うているのである。

(6) 善導的指導と安全配慮の均衡

規範逸脱行為の当事者に対する教育的配慮から強制的措置を排除することの決断や判断を行うことは一面の教育活動である。だが、そのような判断をなすのであれば、その前に、結果的に予見できる被害が他の生徒に及ぼされることはないか、及ぼさないようにするにはどのような対処が必要か、他の生徒の安全を保障できるかどうか、等々を検討した上で行なわれなければならない。

強制的指導や規制を用いないという判断には、同時に、規制を加えずとも他の生徒の安全を守ることができるとの教師による判断を附随させているものと(裁判の場では)見なされる。民事訴訟

の判決から先に引用した「〔加害生徒〕に対する教育的配慮の一面のみをより重視し」「他の生徒の身体に対する危害を加えることを阻止する措置をとることを怠った」の文言は、これを端的に言い表すものといえる。

4. 判決書教材の解説 2

【インターネットと人格権の尊重^{*26}】

(1) 名誉毀損①刑事訴訟判決〔2002年11月12日福岡地裁判決、平成14年(わ)第651号〕

名誉毀損行為の刑事裁判であるが、人格権という人間の尊厳に関わる判断は、名誉毀損行為を対象とする刑事裁判によって示されることが多いこともあり、取り上げることにしたい。

被告は自宅のパソコンからインターネットを利用して、ある弁護士の信用を失墜させる内容の文章をHPに掲載した。判決は、この文書を「被害者の社会的評価を著しく害する」「名誉毀損文書にあたる」との判断を示し、HPへの記載が「公然事実を摘示する」「名誉毀損罪の実行行為」と認定、有罪(懲役1年)とした。

自宅等で行う個人的なHPの作成、掲示板への書き込みを、きわめて私的な範囲でなされる行為として理解する者は少なくない。だが、それは、法的には、不特定多数に閲覧可能な状態にして公然と示す行為である。本件のように不法実行行為の対象とみなされることもある。

刑法の名誉毀損罪は、第230条1項(公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する)と、第231条1項(公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない)を主な内容としている。

条文中の、「事実の有無にかかわらず」の語に注意したい。事実であれば何を言っても良いのでは無い。たとえ事実であっても、その事実は本人に帰属する事実であり、事実を公表する権限は本人の側にある。名誉毀損行為の適用を除外する規定もあるが、それには、本人の法益を上回る程の

公益性、犯罪の告発等や被害の抑止等の十分な理由が求められる。

事実であればこそ公言されるべきでない内容もある。良識的な人間関係は、自身の権利主張と同時に他の人権や人格権も重んじることをもってはじめて適切に機能するのである。

(2) 名誉毀損②民事訴訟判決〔2002年12月25日東京高裁判決、平成13年(ワ)第15125号、判例時報1816号52頁〕

名誉毀損に対する損害賠償・記事削除請求事件である。原告は、電子掲示板に原告(病院経営者)の名誉を毀損する発言が書き込まれたにもかかわらず、発言を削除する等の義務を怠り、原告の名誉が毀損されるのを放置したとして、掲示板を管理運営する者に対し、不法行為に基づく損害賠償金の支払い、あわせて、民法723条(他人ノ名誉ヲ毀損シタル者ニ対シテハ裁判所ハ被害者ノ請求ニ因リ損害賠償ニ代ヘ又ハ損害賠償ト共ニ名誉ヲ回復スルニ適当ナル処分ヲ命スルコトヲ得)又は人格権としての名誉権に基づき、該当する発言の削除を求めた。判決は、原告の訴えを認め、損害賠償金200万円の支払と名誉毀損発言の削除を命じた。

判決は、第一に、「インターネットの電子掲示板における匿名の発言であっても、不正を告発する体裁を有している場での発言である以上、その読者において発言がすべて根拠のないものと認識するものではなく、幾分かの真実も含まれているものとする(のが一般的で)」「その発言によりその対象とされた者の社会的評価が低下させられる危険が生ずる」との判断を示している。匿名でなされる告発型の誹謗中傷は、一見正義をもって断罪しているように見せかけているが、本質はただ相手を貶める為のものである。だが、事実確認のできない読者は、このような文章をそのまま信じるか、そうでなくとも、全くの虚偽であるとは、必ずしも思わない。判決は、こう説明を付して、当該書き込みを名誉毀損行為(社会的地位の低下)と認定したのである。

第二に、判決は、ネット上で扇動された他の傍観者から誹謗中傷がなされるような状況下にあっ

ては、対抗言論としての反論を被害者に求めるべきではないとの判断を示している。「言論に対しては言論をもって対処することにより解決を図ることが望ましいことはいうまでもないが、それは、対等に言論が交わせる者同士であるという前提があって初めていえることであり、このような言論による対処では解決を期待することができない場合がある」(「電子掲示板のようなメディアは、それが適切に利用される限り、言論を闘わせるには極めて有用な手段であるが) 本件掲示板に本件各発言をした者は、匿名という隠れみのに隠れ、自己の発言については何ら責任を負わないことを前提に発言しているのであるから、対等に責任をもって言論を交わすという立場に立っていない」「このような者に対して言論をもって対抗せよということとはできない」「匿名の者の発言が正当な理由なく他人の名誉を毀損した場合に、被害者が損害賠償等を求めることは当然許されることであり、このことが表現の自由の侵害となるものではない」。

判決は、こうして、表現の自由(自由の抑圧ではないか)や対抗言論(反論すれば良いではないか)の論理からなされた被告の主張を退けたのである。

第三は、判決中の次の指摘である。

「(電子掲示板は)匿名で利用することが可能であり、その匿名性のゆえに規範意識の鈍麻した者によって無責任に他人の権利を侵害する発言が書き込まれる危険性が少なからずある」「匿名性という本件掲示板の特性を標榜して匿名による発言を誘引している被告人には、利用者に注意を喚起するなどして本件掲示板に他人の権利を侵害する発言が書き込まれないようにするとともに、そのような発言が書き込まれたときには、被害者の被害が拡大しないようにするため直ちにこれを削除する義務がある」。

2003年7月17日東京地裁判決〔平成14年(ワ)第8603号〕は前段の判断が踏襲された判決である。原告(会社と代表取締役)は、掲示板の管理運営する被告に、名誉及び信用毀損、民法709条及び710条に基づく損害賠償金の支払いを求めた。判決は合計400万円の支払いを被告に命じて

いる。

「(被告は、本件HPの性質上、利用者が発言のすべてを真実であると理解するとは限らないから、原告らの名誉又は信用が毀損されることはない(と主張するけれども)閲覧した者がすべてこれを真実でない(と認識するとは限らない)のであって、その真偽を問わず、原告らの社会的評価に直接的な影響を及ぼす事柄である)。

「(利用者は、当該発言を書き込んだ者が誰であるかを他人に探知されるおそれを抱くことなく、自由に発言をすることができ)他人の名誉や信用を毀損するなどの違法な発言に対する心理的抵抗感が鈍磨し、これを誘発ないし助長することになることは容易に推測できる」(「このような場を提供し管理する者は)条理に基づき被害の拡大を阻止するための有効適切な救済手段として、当該発言を削除すべき義務を負う場合がある」。

「スレッドにおける発言は、そのほとんどが原告らを社会的に陥れるような内容であって、不特定多数の利用者が原告らを一方的に攻撃する状況にあったと認められるから、そもそも原告らと対等に議論を交わす前提自体が欠けており、原告らによる反論がその社会的評価の低下を防止するような作用を働かせる状況にあったとは認め難く、原告らに法的救済を拒絶してまで本件HP上における反論を求めることに妥当性はない」。

(3) 発信者の特定〔2003年9月17日東京地裁判決、平成15年(ワ)第3992号〕

上記(2)で原告が訴えた相手は、掲示板の書き込みを削除する権限を持つ管理者である。いずれも名誉毀損行為を行った当人ではない。「名誉毀損文書を書き込んだ者」「プロバイダ」は訴外となっている。

原告が「名誉毀損文書を書き込んだ者」を直接訴えるには、まずは、その者を特定しなければならない。それには、掲示板の管理者に対してアクセスログから当人のIPアドレスを特定し開示させ、これをもって今度はプロバイダに契約者の個人情報を開示させる事が必要である。だが、これは顧客の個人情報であるので、法が整備されない段階では容易に開示されなかった。そこで、削除

権限と義務をもつ掲示板管理者を訴えていたという経緯がある。

2003年9月17日東京地裁判決は、匿名性による悪質な違法行為を規制し、違法行為者の個人情報を開示しても責任を問われないとした、いわゆる「プロバイダ責任制限法」(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 2001年11月30日制定)に基づき発信者情報の開示を請求するものである。

電子掲示板に掲載された情報により名誉を毀損された原告は、まず掲示板管理者を相手にしてIPアドレスの特定を求めたところ、管理者から「仮処分命令申立事件における和解条項に基づき、本件各記事に関するアクセスログ目録記載の情報を開示」を受けた。そこで原告は、今度はプロバイダに対して、ユーザー(名誉毀損行為者)の個人情報(氏名や住所等)を開示するように求めたのであるが、結果的に開示を認める判決が出された。

開示はプロバイダ責任制限法第4条第1項「権利が侵害されたことが明らかであるとき(権利侵害要件)」と第2項「発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき(正当理由要件)」が満たされた場合に、はじめて認められる。従って、本裁判は、形式的には、名誉毀損行為者を告訴及び提訴する基礎情報を入手する続ぎに過ぎないのであるが、-(記事内容が)原告の社会的地位を低下させるものであると認め、発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があると結論付けた事によって当該ユーザーの氏名及び住所を開示させたのであるから-実質的には、開示決定の時点で、前掲の名誉毀損罪や民法上の不法行為の成立を認める判断が下されたに等しいといえよう。

(4) 人権保障のための規制

高等学校の普通教育教科「情報」と専門教育教科「情報」では、「著作権」や「プライバシーの保護」「情報発信者の責任」など情報モラルの問題が扱われる。中学校技術家庭科にも「情報モラルの必要性について考える」内容が盛り込まれている。高校「情報」免許取得には「情報社会及び情報倫理」(教員免許法施行規則第4条)が必修

で課されている。

著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律など、ネット犯罪に関わる事項の追加や新規の法律も相次いで成立した。

だが、大切なのはネットに限定されて特異な人権侵害が存在するという事にあるのではない。社会的問題のことがとくがネット上に出現し、これまで直接及ばなかった違法・不法行為までもが子どもたちの眼前に直接に及んでいる、という点の方にある。

インターネットと名誉毀損についての学習は、個別情報教育に関する専門的知識の習得を目的とするにとどまらず、学校生活全体の人権感覚と良識的規範意識を向上させる教育として取り扱うことが必要であるように思われる。

(つづく)

注及び引用

- *1 「師範学校令」明治19年4月10日、勅令第13号。
- *2 「小学校教員心得」明治14年6月18日、文部省通達第19号。
- *3 「教育に関する勅語」明治23年10月30日。
- *4 「小学校教則大綱」明治24年11月17日文部省令第11号。
- *5 「国民学校令」昭和16年3月。
- *6 ルソー『社会契約論』[1762年]、桑原武雄、前川貞次郎訳、岩波文庫、1954年、p. 31。
- *7 ジョン・ロック 鶴飼信成訳『市民政府論』[1690年] 岩波文庫。『統治論二篇』(John Locke TWO TREATISES OF GOVERNMENT 1690) 第二篇からの抜粋。『全訳統治論』[伊藤宏之訳、柏書房、1997年]があるが、本稿は岩波文庫版から引用する。
- *8 ジョン・ロック『市民政府論』[123] 第9章 政治社会と政府の目的について) p. 127。
- *9 同 [123] 第9章「政治社会と政府の目的について」) p. 127。
- *10 同 [124] 第9章p. 128。

- *11 同 [125] 第9章p. 128。
- *12 同 [126] 第9章p. 128。
- *13 同 [87] 第7章「政治社会、すなわち市民社会について」p. 88。
- *14 同 [94] 第7章p. 98。
- *15 同 [131] 9章p. 131。
- *16 同 [131] 9章p. 132。
- *17 同 [60] 6章「父権について」p63。
- *18 同 [59] 6章pp. 61-62
- *19 同 [58] 6章pp. 60-61。
- *20 本節については、梅野正信「名著解題ジョン・ロック『市民政府論』」『教職課程』第31巻第7号、協同出版、2005年3月、pp. 97-99を再整理して作成したものである。
- *21 梅野正信『いじめ判決文で創る新しい人権学習』、明治図書、2002年2月。
- *22 詳しくは次の拙稿を参照されたい。梅野「戦後補償裁判に描かれたアジアの個人史」、『越境する歴史教育』教育史料出版会、2004年6月、pp. 45-71。梅野「日本社会の人権課題群を学ぶ—人権教育としての法教育—」『21世紀の歴史認識と国際理解』明石書店、2004年8月、pp. 240-249。
- *23 采女博文（鹿児島大学法科大学院教授民法学）は、判決書教材の活用のルールとして、「判決は確定しているものが望ましい。そうでないときには、高裁判決により事実の確定がなされている必要がある。」「被害者やその家族の私生活における精神的平穏（プライバシー）と名誉を奪うものであってはならない。」「授業は、判決に登場する特定の個人（公的な立場にある者を除く）に対する倫理的非難をするものであってはならない。あくまでも、その『行動』の法的な評価に限定して扱う。」と整理している。梅野正信・采女博文『判決資料を活用した「いじめ」授業プログラムの開発研究科研費研究中間総括報告書 2003. 3』（基盤研究C2 平成13年度～平成15年度）、p. 25。
- *24 梅野正信「教育管理職のための法常識講座19—学校関係民事訴訟判決書活用の可能性と実践的課題—」『季刊教育法』第144号、2005年3月、pp. 46-51。及び、「問われる生徒指導第5回 生徒指導に求められる新しい視点、新しい領域」『教職課程』第31巻第10号、2005年7月、pp. 38-41
- *25 『季刊教育法 いじめ裁判』第126号 エイデル研究所、2000年9月 p. 96に要旨紹介。長野県教育委員会事務局HPに飯田高等学校生徒刺殺事件検証委員会関係資料。長野県HPには飯田高校生徒殺人事件に関する知事報告書が公開されている。
- *26 「問われる生徒指導第6回 生徒指導に求められる新しい視点、新しい領域2」『教職課程』第31巻11号、協同出版、2005年8月、pp. 72-75。